

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」
Research Project: Collaboration between Law and Ethics
ーNorm Building toward the Active Societyー

実施期間： 2009～2011 年度（第 2 年次）

Term of the Project: 2009-2011 fiscal years (2nd year)

研究代表者： 服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授

Project Leader: Takahiro HATTORI, Member of the IIAS Planning Board;

Professor, Graduate School of Law, Kyoto University

研究目的要旨：

多様な専門領域に分化した現代社会では、専門職倫理や組織倫理など、各専門領域において独自に形成・維持される倫理規範の意義が高まっており、人々の価値ある生活を実現・維持していく上で不可欠のものとなっている。本研究は、法と専門職倫理・組織倫理との関係など、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方に考察の焦点を合わせ、活気のある社会を可能にする秩序形成の在り方を模索することを目指す。

研究目的：

①背景：

「法」は広義の社会の基本構造であり、専門・分化した社会領域のすべてを規律対象とすることができ。しかし法がこれらをどのように規律するかは、対象たるサブ・システムの特性やそのコードの独自性、適切な規律手法の選択といった困難のため、法学にとって困難な問題となっている。今日では、法的規制の緩和ないし撤廃が大きな趨勢であるが、それはサブ・システムの無秩序化を意味するわけではない。むしろ社会のサブ・システム内部での規範形成が活性化し、法はそれを支援し、それと適切な協働関係に立つことが求められる。昨今、社会秩序形成の原理として「補完性」に関心が集まっていることも、このような文脈において理解できるであろう。

この点との関連で注目されるのは、専門職倫理や組織倫理など、各専門領域において独自に形成・維持される倫理規範の意義が高まっていることである。周知の通り、企業倫理・経営倫理、環境倫理、情報倫理、生命倫理・医療倫理、看護倫理、技術倫理、法曹倫理、研究倫理、社会福祉倫理など、様々な社会領域で起こる特有の問題に焦点を合わせた、独自の倫理が展開されている。個人としての専門職が担い、また専門的な組織それ自体に求められる責任も、多様な専門領域に分化した現代社会において人々の価値ある生活を実現・維持していく上で、不可欠のものとなっている。

このような社会の種々のサブ・システムで見られる倫理の再評価、倫理の復権による秩序形成の動向に対して、法の側ではこれをどのように受け止め、評価し、さらに法自身がそれとどのような仕方かわかりを持ち、また持つべきか。また、かかる倫理の基盤となる価値・価値秩序は、いったいどのようなものであり、また何に由来するか。本研究がターゲットとするのは、まさにこの点にある。

②必要性：

すでに企業の社会的責任や医療倫理・生命倫理などをめぐる議論において、法と専門職倫理・組織倫理との関係について検討が行われているが、個別的な問題検討に限られている。本研究ではその裾野をさらに広げ、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方全体に考察の焦点を

合わせることに、独自の意義がある。その際の基本的なコンセプトは、決して抑圧的なものではない、活気のある社会を可能にするための秩序形成の在り方を模索することである。こうした視点に基づく研究は、現代の機能分化した社会における各サブ・システム内の倫理の展開と、全体社会の構造である法とのありうるべき適切な協働関係を探求するうえで不可欠である。

③方針：

- (1) 各専門領域でどのような規範形成がなされており、その中で倫理規範の意義がどのように高まっているか、またその専門領域における行動規制において、法はどの程度のまたどのような類の役割を担うことが期待されているか、について明らかにするため、各専門分野の識者を招き、意見交換を行い、また問題状況に検討を加える。
- (2) 伝統的に法が規律の役目を担ってきた領域で、あるいは新たに秩序形成の問題が生じてきた領域で、むしろ専門領域の自主的な秩序形成に委ねることで、秩序問題の解決への糸口を探ろうという傾向が見られる。この問題を法と倫理のコラボレーションという観点から解明するため、法学内部においても専門横断的な検討を加える。

Objectives:

The modern society is differentiated into various kinds of subsystems, and law is the basic social structure in a wide sense in such a society. Law can make all of the differentiated social spheres its own target of regulation. But how the law can regulate them has been a great problem for legislation and enforcement of law and jurisprudence on account of the particularity of the subsystems, the uniqueness of the codes operating there, and the difficulty of choice of appropriate ways for regulation. Today's tendency that legal regulation is weakened or abolished does not mean bringing disorder for subsystems. Rather the order-building in the subsystems has been activated, and it is demanded that law helps such process and has an appropriate relation with it. Nowadays the subsidiary principle attracts people's interest as a principle of the social ordering, and this can be also understood in such a context.

As for the norm-building in the subsystems of society, we can note the fact that the ethical norms which are formed and maintained specially in each differentiated social sphere such as professional ethics and organization ethics has been getting more and more significance. Such applied ethics which focus on special problems happening in various social spheres have been developed in every subsystem: company ethics, business ethics, environmental ethics, information ethics, mass communication ethics, bioethics, biomedical ethics, nursing ethics, engineering ethics, legal ethics, research ethics, social welfare ethics, and so on. The responsibility that professions and organizations themselves take has become indispensable in order to realize and maintain valuable lives of people in the modern society which differentiated into various specialized spheres.

But how can law accept, estimate and respond to such tendency of reevaluation of ethics in social subsystems and order-building by means of restoration of ethics? What does the value ordering on which such special ethics are based seem to be like and from what does it derive? Now people discuss about the relation between law and ethics, for example, as to bioethics and corporate social responsibility. This research project extends the scope of such discussion and focuses on the appropriate collaboration between law and ethics in modern society. Our basic concept is to find out the way of order-building that realize the active society. From such a point of view, we want to search appropriate collaboration between law as the basic structure of society and the development of ethics in subsystems in the functionally differentiated society of the present age.

キーワード: 法、組織倫理、専門職倫理、価値秩序、補完性原理

Key Word: law, organization ethics, professional ethics, value ordering, subsidiarity

参加研究者リスト: 14名 (◎研究代表者)

| 氏名 | 職名等 |
|--------|------------------------------|
| ◎服部 高宏 | 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授 |
| 石本 傳江 | 山陽学園大学看護学部教授 (2010年度より参加) |
| 大野 達司 | 法政大学法学部教授 |
| 亀本 洋 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 齊藤 真紀 | 京都大学大学院法学研究科准教授 |
| 霜田 求 | 京都女子大学現代社会学部教授 (2010年度より参加) |
| 高山 佳奈子 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 瀧川 裕英 | 大阪市立大学大学院法学研究科教授 |
| 田中 成明 | 国際高等研究所副所長／京都大学名誉教授 |
| 那須 耕介 | 摂南大学法学部准教授 (2010年度より参加) |
| 平野 仁彦 | 立命館大学大学院法学研究科教授 (2010年度より参加) |
| 松尾 陽 | 京都大学大学院法学研究科助教 |
| 宮崎 真由 | 玉川大学文学部人間学科助教 |
| 若松 良樹 | 成城大学法学部教授 (2010年度より参加) |

2010年度研究活動予定:

①研究会開催予定:

2010年6月18日(金)・19日(土) 1泊2日研究会

2010年8月頃 1泊2日研究会 (科学研究補助金・学術創成研究費「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成—自由と共同性の法システム—」との合同研究会)

2010年12月頃 1泊2日研究会

②話題提供予定者:

中村 直美氏 (熊本大学名誉教授)

佐藤 彰一氏 (法政大学法科大学院教授・弁護士)

田中 弥生氏 (大学評価・学位授与機構 准教授)

河 幹夫氏 (神奈川県立保健福祉大学教授) その他、計6名程度

研究活動実績：

2009年度：

本プロジェクトの趣旨・方法について参加者で意見交換をし、問題意識の共有を図った上で、①本プロジェクトが想定するあるべき社会の姿について意見交換をするとともに、②各専門分野における専門家や専門家倫理の現状と意義について検討を開始した。

②については、那須耕介氏の話題提供により、環境政策の立案・形成における専門家の役割に民主主義との関連で検討を加え、また、石本傳江氏の話題提供により、看護教育における看護倫理の構築と実践の現状と意義について意見交換を行った。さらに、桂木隆夫氏の話題提供により、江戸時代の商人道の中にある「自由」の意味とその現代的意義について検討を行い、吉岡剛彦氏の話題提供に基づき、子どもに対する医療ネグレクトをめぐる法と倫理の交錯した領域の問題について議論をした。また、本プロジェクトの柱となる責任という観念について、瀧川裕英氏の話題提供に基づき、意見交換を行った。

①については、大野達司氏の話題提供により、NPOなどの新たな公共性の誕生が市民社会にどのような変容をもたらすかについて検討を加え、毛利透氏の話題提供により、市民社会から国家権力へのインプットの諸類型について、その可能性と限界の観点から議論を行った。

他のプロジェクトとの相互交流については、亀本洋教授が代表をされるプロジェクト「スンマとシステム」とは、各々の研究参加者の相互乗り入れを行い、また岩田一明教授が代表をされるプロジェクト「21世紀における文化としての設計科学と生産科学」の研究会に、服部が参加させていただき、また岩田教授には本プロジェクトの研究会に参加していただいて、それぞれ意見交換を行った。

研究会開催実績：

第1回： 2009年12月18日～19日（於：高等研）

第2回： 2010年3月5日～6日（於：高等研）

話題提供者：5名

| | |
|-------|----------------|
| 石本 傳江 | 山陽学園大学看護学部教授 |
| 桂木 隆夫 | 学習院大学法学部教授 |
| 那須 耕介 | 摂南大学法学部准教授 |
| 毛利 透 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 吉岡 剛彦 | 佐賀大学教育学部准教授 |

その他の参加者：9名

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 岩田 一明 | 国際高等研究所フェロー、大阪大学名誉教授、神戸大学名誉教授 |
| 大西 貴之 | 立命館大学大学院法学研究科博士課程 |
| 加藤 正明 | 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成） |
| 近藤 圭介 | 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 |
| 佐橋 謙一 | 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 |
| 重本 達哉 | 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成） |
| 霜田 求 | 大阪大学大学院医学系研究科予防環境医学専攻（医の倫理学分野）准教授 |
| 中林 良純 | 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 |
| 平野 仁彦 | 立命館大学法学部・法科大学院教授 |

Achievement:

2009 fiscal year:

Having exchanged opinions about the purpose and methods of this project, we exchanged opinions

about the general social constitution which we assume to be realized in the future. Furthermore, we started examination about the role of experts in each specialized field on one hand, and about the present conditions and significance of the expert ethics on the other hand.

About the latter point of view, Associate Professor Kosuke Nasu offered a topic. We gave examination to the role of experts in drafting and forming the environmental policy, especially in terms of democracy. In addition, Professor Tsutae Ishimoto has given another topic, and we could talk about the construction and present condition and significance of nursing ethics in nursing education. Professor Takao Katsuragi talked about the meaning and significance of the “freedom”, which is found in the morality of merchants in the Edo period, and Associate Professor Takehiko Yoshioka presented parents’ neglecting acts toward their children as one of the complicated problems between law and ethics. Associate Professor Hirohide Takikawa analyzed the notion of responsibility, which is a very basic notion in our project.

About the former point, Professor Tatsuji Ohno offered a topic, and we have discussed about what kind of transformation in the civil society the new publicity such as NPO will give birth to. Based on the presentation of Professor Toru Mori, we talked about the possibility and limit of various ways of input from civil society into state power.

For the mutual exchange with other projects, some of our members have attended the meetings of the project of Professor Hiroshi Kamemoto. And Professor Kazuaki Iwata and Hattori took part in the meetings of each others’ project and exchanged opinions with the members and participants of each other’s project.

研究成果報告書の出版：

2012年7月出版予定

担当：田中副所長

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」

2009年度第1回研究会プログラム

(共催：京都大学 学術創成研究「ポスト構造改革における
市場と社会の新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時：2009年 12月18日(金) 14:00~18:00
12月19日(土) 9:30~15:00

開催場所：国際高等研究所 セミナー1 (1F)

研究代表者：服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(15人)

| | | |
|-------|----------|--|
| 研究代表者 | ** 服部 高宏 | 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授 |
| 参加研究者 | ** 大野 達司 | 法政大学法学部教授 |
| (7人) | 亀本 洋 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 齊藤 真紀 | 京都大学大学院法学研究科准教授 |
| | 瀧川 裕英 | 大阪市立大学大学院法学研究科准教授 |
| | 高山 佳奈子 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 田中 成明 | 国際高等研究所副所長／関西学院大学大学院司法研究科教授／ 京都大学名誉教授 |
| | 松尾 陽 | 京都大学大学院法学研究科助教 |

**：スピーカー

| | | |
|------------|-------|--------------|
| 話題提供者 | 石本 傳江 | 山陽学園大学看護学部教授 |
| (ゲストスピーカー) | 那須 耕介 | 摂南大学法学部准教授 |
| (2人) | | |

| | | |
|--------|-------|--|
| その他参加者 | 大西 貴之 | 立命館大学大学院法学研究科博士課程 |
| (5人) | 加藤 正明 | 京都大学大学院法学研究科・学術創成研究員 |
| | 近藤 圭介 | 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 |
| | 霜田 求 | 大阪大学大学院医学系研究科予防環境医学専攻 (医の倫理学分野) 准教授 |
| | 中林 良純 | 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 |

プログラム

12月18日（金）

14：00～18：00 研究会〔セミナー1〕

14：00 服部 高宏「法と倫理のコラボレーションー本プロジェクトの趣旨についてー」

15：20 〈休憩 10分〉

15：30 那須 耕介「民主政と専門家の役割について」

17：30 意見交換

18：00 終了

12月19日（土）

9：30～15：00 研究会〔セミナー1〕

9：30 導入・意見交換の続き（服部）

10：00 石本 傳江「看護における倫理教育の現在」

12：00 〈昼食 60分〉

13：00 大野 達司「市民社会（論）と法思想史」

15：00 終了

配布資料：（公開不可）

- ・服部高宏「法と倫理のコラボレーションー本プロジェクトの趣旨についてー」
- ・那須耕介「民主政と専門家の役割について」
- ・那須耕介「環境ガバナンスの政治的条件について」（論文）
- ・石本傳江「看護における倫理教育の現在」
- ・大野達司「市民社会（論）と法思想史」
- ・大野達司「主権と法をめぐる権威と理念の争い」（論文）

国際高等研究所
研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」
2010年度第1回研究会プログラム
(共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時：2010年 6月18日(金) 14:00～17:30
6月19日(土) 9:30～14:30

開催場所：国際高等研究所 216会議室(2F)

研究代表者：服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(19人)

| | | |
|-------|----------|----------------------------|
| 研究代表者 | 服部 高宏 | 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授 |
| 参加研究者 | 大野 達司 | 法政大学法学部教授 |
| (10人) | 亀本 洋 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 齊藤 真紀 | 京都大学大学院法学研究科准教授 |
| ** | 霜田 求 | 京都女子大学現代社会学部教授 |
| | 高山 佳奈子 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 瀧川 裕英 | 大阪市立大学大学院法学研究科教授 |
| ** | 田中 成明 | 国際高等研究所副所長／京都大学名誉教授 |
| | 那須 耕介 | 摂南大学法学部准教授 |
| | 平野 仁彦 | 立命館大学大学院法学研究科教授 |
| ** | 松尾 陽 | 京都大学大学院法学研究科助教 |
| ** | **：スピーカー | |

話題提供者 佐藤 彰一 法政大学法科大学院教授
(ゲストスピーカー)
(1人)

その他の参加者 石塚 武志 京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成)
(7人) 岩田 一明 国際高等研究所フェロー／大阪大学・神戸大学名誉教授
大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程
栗田 昌裕 京都大学大学院法学研究科特定助教(学術創成)
小石川 裕介 京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成)
野崎 亜紀子 広島市立大学国際学部准教授
野々上 敬介 京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成)

プログラム

6月18日(金)

14:00~17:30 研究会〔216会議室〕

14:00 松尾 陽氏「ポスト規制国家の犯罪予防—状況的犯罪予防論を手掛かりとして—」

15:20 〈休憩 10分〉

15:30 佐藤 彰一氏「成年後見と自己決定支援—日本の司法と福祉の現状—」

17:30 終了

19:00~21:00 意見交換会

6月19日(土)

9:30~14:30 研究会〔216会議室〕

9:30 霜田 求氏「脳・心・行動—自由意志と責任概念の再構築に向けて—」

11:30 〈昼食 60分〉(兼意見交換)

12:30 田中 成明氏「生命倫理学における Principlism 論争から何を学ぶか?」

14:30 終了

配布資料:(公開不可)

- ・松尾 陽「ポスト規制国家の犯罪予防—状況的犯罪予防論を手掛かりとして—」
「アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義」(『法哲学年報 2007 法思想史学にとって近代とは何か』(2008年)(参考文献)
「環境犯罪論の台頭—状況的犯罪予防論の人間観」(仲正昌樹編『近代法とその限界 叢書アレティア 11』(御茶の水書房、2010年)(参考文献)
- ・佐藤 彰一「成年後見と自己決定支援—日本の司法と福祉の現状—」
- ・霜田 求「脳・心・行動—自由意志と責任概念の再構築に向けて—」
- ・田中 成明「生命倫理学における Principlism 論争から何を学ぶか?」